

令和8年7月6日
障 害 福 祉 部

世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部改正素案（たたき台） に向けた検討について

1 主旨

令和5年1月に施行した「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」（以下「条例」という。）について、国連の障害者権利委員会（以下「権利委員会」という。）からの日本政府への勧告（総括所見）（以下「勧告」という）及び勧告に対する障害者関係団体からの要望等を踏まえ、改正に向けた検討を行うこととし、議論を進めてきた。条例の一部改正の素案に向けた検討状況を以下のとおり報告する。

2 改正に至る経緯

令和4年9月、令和4年第3回定例会に条例の提案を行うタイミングで、権利委員会から日本政府への勧告が行われた。このため、勧告の内容は、条例には一部反映することができていない状況にあった。

区としては、次期「せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ー」（以下「インクルージョンプラン」という）の策定を進める中で、障害者施策推進協議会等での議論をいただきながら、見直しの方向性を検討していくこととしてきた。

3 改正の方向性

権利委員会からは、総括所見に含まれる全ての勧告の重要性が示されているが、「早急な措置が求められるもの」として特に「自立した生活及び地域社会への包容」及び「インクルーシブ教育」の2点が強調されている。

なお、インクルーシブ教育については、世田谷区教育委員会において、勧告の内容を踏まえ、「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」を令和7年3月に策定し、当ガイドラインに基づきインクルーシブ教育を推進しているところである。

以上を踏まえ、「自立した生活及び地域社会への包容」に加え、近年「障害者の意思決定支援」の重要性がより増している現状や、障害当事者が主体的に区政に関与する「区政への参加・参画」の必要性を勘案し、これら3点を検討の柱として議論を進めてきた。

4 改正条例の内容

別紙 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部を改正する条例（素案（たたき台））

5 今後のスケジュール（予定）

原則として、次期インクルージョンプランの策定と並行して検討を進めることとする。

令和8年	8月	政策会議（改正条例（素案））
	9月	福祉保健常任委員会（改正条例（素案）の報告） 改正条例（素案）のパブリックコメント、シンポジウム
	10月	地域保健福祉審議会（改正条例（素案）の報告）
	12月	政策会議（改正条例（案）、パブリックコメントの結果等）
令和9年	2月	福祉保健常任委員会（改正条例（案）の報告） 区議会第一回定例会（条例（案）の提案）
	4月	条例施行

世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部を改正する条例新旧対照表（素案（たたき台））

改正後	改正前	改正概要
○世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例 令和4年9月30日条例第41号 改正 令和5年6月27日条例第38号 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例 目次 前文 第1章 総則（第1条—第8条） 第2章 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消のための施策（第9条—第12条） 第3章 安心して暮らし続けることができる地域づくり並びに参加及び活躍の場の拡大のための施策（第13条—第20条） 第4章 情報コミュニケーションの推進のための施策（第21条・第22条） 附則 前文（省略） 第1章 総則 第1条～第8条（省略）	○世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例 令和4年9月30日条例第41号 改正 令和5年6月27日条例第38号 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例 目次 前文 第1章 総則（第1条—第8条） 第2章 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消のための施策（第9条—第12条） 第3章 安心して暮らし続けることができる地域づくり並びに参加及び活躍の場の拡大のための施策（第13条—第20条） 第4章 情報コミュニケーションの推進のための施策（第21条・第22条） 附則 前文（省略） 第1章 総則 第1条～第8条（省略）	

改正後	改正前	改正概要
<u>(意思決定の支援)</u> <u>第8条の2 区及び障害福祉サービス事業者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者、同条第11項に規定する障害者支援施設を経営する事業を行う者、同条第19項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者及び同法第77条に規定する地域生活支援事業として実施される事業のうち、障害福祉サービス事業に類する支援を行う者並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う者、同条第6項に規定する障害児相談支援事業を行う者及び同法第7条第1項の障害児入所施設又は児童発達支援センターを経営する事業を行う者をいう。以下同じ。)は、障害者等が日常生活及び社会生活に関して自らの意思が反映された生活を営むことができるよう、意思決定の支援に配慮し、その実施に努めるものとする。</u> <u>(区政への参加及び参画)</u> <u>第8条の3 区は、区の政策の立案に関する会議等の開催に当たっては、障害</u>		【意思決定支援の実施に関して努力義務の条文を追加】 ・総合支援法第42条において「指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮する」こと、また、同法第51条の22において「指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮する」こととされている。 ・総合支援法で規定されている事業者に加え、「児童福祉法に定めるサービス提供を行う事業者」並びに「地域生活支援事業のうち障害福祉サービス事業に類する事業」を行う事業者、また区についても、「意思決定の支援に配慮し、その実施に努める」とするもの。 【区政への参加・参画に関する条文を追加】 ・区が政策を検討・決定する過程において、障害のある人

改正後	改正前	改正概要
<u>者等が参加し、及び参画することができる環境の整備に努めるものとする。</u> 第2章 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消のための施策 第9条～第14条（省略） （支援体制の構築等） 第15条 区は、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害者の障害の重度化及び高齢化並びに障害者等の家族その他の支援者による支援を受けることができなくなる事態に対して不安を抱く障害者等及びその支援者への支援を計画的に確保するために必要な施策を講ずるものとする。 2 区は、障害者の地域生活の継続及び施設での生活から地域での生活への移行に寄与するグループホームその	第2章 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消のための施策 第9条～第14条（省略） （支援体制の構築等） 第15条 区は、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害者の障害の重度化及び高齢化並びに障害者等の家族その他の支援者による支援を受けることができなくなる事態に対して不安を抱く障害者等及びその支援者への支援を計画的に確保するために必要な施策を講ずるものとする。 2 区は、障害者の地域生活の継続及び施設での生活から地域での生活への移行に寄与するグループホームその	をはじめ多様な立場の人々が主体的に関わることができるよう環境の整備に努めることを定めるもの。 ・例えば、手話通訳や要約筆記の配置、資料の点字・音声・やさしい日本語での提供、オンライン参加の導入など、多様な参加手段の確保を図ることで、障害者等が単に参加するだけでなく、意見表明や議論への参画を通じて、政策形成に実質的に関与できる環境づくりを目指す。 ・なお、障害施策に関する政策立案を行う会議等については、当事者である障害者等の参加・参画を積極的に促進し、その意見を政策に反映させることを目指す。

改正後	改正前	改正概要
他の住まい、通所施設等の確保のために必要な施策を講ずるものとする。 <u>3 前2項に規定するもののほか、区は、ひとり暮らし等の自立した生活、家族との同居、グループホームの利用等その他の障害者等が自ら選択した地域社会での生活を営むために必要な施策を講ずるものとする。</u> <u>(意思決定に係る支援)</u> <u>第15条の2 区は、障害者等の自分らしさ及び自己決定権が尊重され、障害者等が円滑に意思決定の支援を受けられるよう、障害福祉サービス事業者等に対して必要な施策を講ずるものとする。</u> 第16条～第20条（省略） 第4章（省略） 附 則 この条例は、令和5年1月1日から施行する。 附 則（令和5年6月27日条例第38号） この条例は、公布の日から施行する。 <u>附 則（令和〇年〇月〇日条例第〇〇号）</u> <u>この条例は、令和9年4月1日から施行する。</u>	他の住まい、通所施設等の確保のために必要な施策を講ずるものとする。 第16条～第20条（省略） 第4章（省略） 附 則 この条例は、令和5年1月1日から施行する。 附 則（令和5年6月27日条例第38号） この条例は、公布の日から施行する。	【自立した生活及び地域社会への包容に関する条文を追加】 ・生活の在り方は、ひとり暮らし、家族との同居、グループホームなど、本人の希望に応じて選択されるべきものであることを前提に、自らが選択した地域での生活の実現に向けて区が取り組むことを定めるもの。 【意思決定支援に関して区が施策を講じることの条文を追加】 ・障害福祉サービス事業者が意思決定支援の実施するために、区が必要な施策を講じることが定めるもの。